

社会福祉法人NUA役員及び評議員の報酬及び出張旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人NUA（以下「NUA」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）、並びに評議員に対する報酬及び出張する場合の旅費支給に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員及び評議員に対する報酬は、別表に定める金額を支給する。ただし、役員が正職員である場合は、社会福祉法人NUA給与規程により給与を支給し、役員としての報酬を別に支給しない。

(旅費)

第3条 役員が、NUAの業務等のため出張する場合は、役員の居住地を起点として、社会福祉法人NUA旅費規程に準じて旅費を支給するものとし、日当及び宿泊料は次のとおりとする。

日 当 1日5,000円

宿泊料 1泊14,000円

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会の会議（監査の実施を含む。）に出席した場合は、前項にかかわらず、次のとおり支給する。

理事長 1日5,000円

業務執行理事 一日5,000円

施設長である理事 一日5,000円

上記以外の役員及び評議員 1日10,000円

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は理事会の議を経て、理事長が定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会に議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人NUA役員等報酬及び費用弁償規程（平成26年4月1日施行）は廃止する。

附 則（第2条及び第3条役員の報酬額の改正及び第5条改廃の追加）

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。